


笑顔で男女が共に輝くあさぎり町

あさぎり町 男女共同参画推進基本計画

第3次



～私は「わたし」らしく
あなたは「あなた」らしく
生きぬく社会へ～

令和4年3月
 あさぎり町

はじめに

わが国では、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現を「21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女が性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、総合的な政策が展開されています。

本町においても、「あさぎり町総合計画」に掲げる「幸せ感じる交流空間の構築」の基本目標の下、魅力的な地域づくりを推進するため、平成23年3月に「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」、平成29年3月に「第2次あさぎり町男女共同参画推進基本計画」を策定し、この計画に基づき、男女共同参画の意識啓発や具体的な仕組みづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、令和2年度に実施いたしました「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果からは、男女の平等感が高いとはいえ、男女の固定的な役割分担意識も未だに残っているという課題が明らかになっており、また、政策・方針決定過程における女性の参画拡大など、継続的な取組が求められる課題も残されています。

また、豪雨災害の経験を踏まえ、男女共同参画の視点を反映した地域防災力の向上や、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活スタイルや働き方の変化・経済的困窮などへの対応も必要であり、誰一人取り残さないために、このような課題解決にもしっかりと力を入れて取り組んでいく必要があります。

今回策定いたしました第3次あさぎり町男女共同参画推進基本計画では、第2次計画に引き続き、「笑顔で男女が共に輝くまちづくり」を基本理念に掲げ、男女がお互いにその人権を尊重するという考えの下、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、町民の皆様が住み続けたいと思えるようなまちづくりを積極的に進めてまいります。

すべての人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく、町全体が一体となって取り組んでいくことが必要です。事業所、各種団体及び町民の皆様におかれましても、それぞれの立場において積極的に取り組んでいただきますよう、今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきましたあさぎり町男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、町民意識調査に御協力いただきました町民の皆様や関係者の方々に心より御礼申し上げます。

令和4年3月

あさぎり町長 尾鷹 一範

目 次

第1章 計画の策定の趣旨

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画策定の背景	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	5
2 基本目標	5
3 施策体系	6

第3章 施策の内容

基本目標1 安全・安心な暮らしの実現	7
基本目標2 男女が共に自立し豊かに生きる地域社会の実現	9
基本目標3 あらゆる分野における女性の参画拡大	13
基本目標4 計画推進体制の整備	16

第4章 男女共同参画推進基本計画に掲げる指標（成果目標）

.....	17
-------	----

第5章 資料編

男女共同参画社会基本法	18
あさぎり町男女共同参画推進懇話会設置要項	24
用語解説	25

・自分の個性をどんどん生かし 男女ともに 良い社会を築く

・性別なんて 関係ない 「自分らしく」生きれる世界に

上記と表紙掲載の標語は、あさぎり町内の中学生に募集したものの中から選出された標語です

第1章 計画の策定の趣旨

1 計画策定の目的

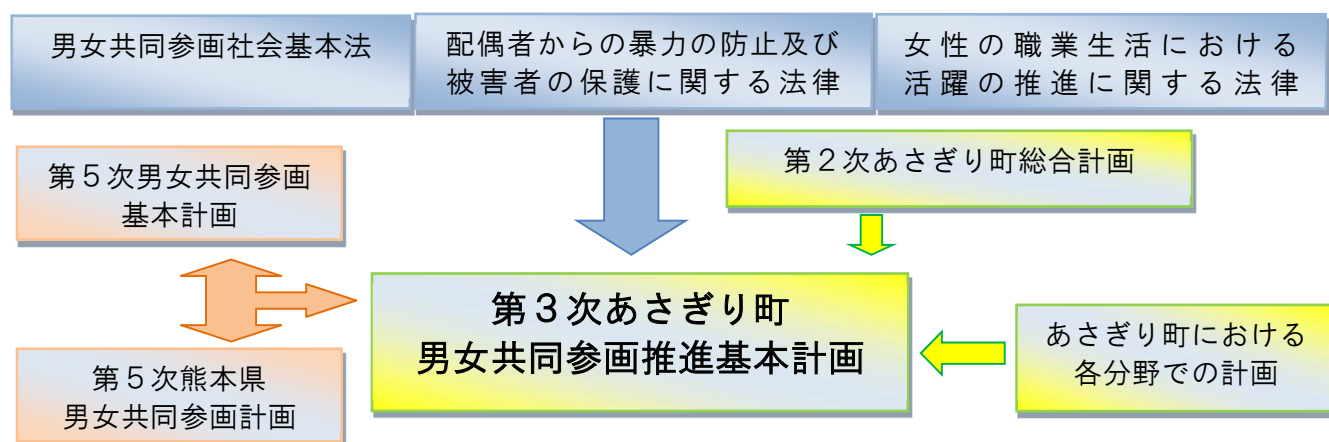
あさぎり町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成29年3月に「第2次あさぎり町男女共同参画推進基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

計画策定から5年が経過し、今回、第3次推進基本計画の改訂にあたることから、実施事業の評価と社会情勢の変化等を踏まえて、「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」の基本方針は継続し、見えてきた課題や「あさぎり町男女共同参画に関する町民意識調査」（令和2年度実施）の結果を踏まえ、「第3次あさぎり町男女共同参画推進基本計画」を策定し、総合的に計画の推進を図ってまいります。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく市町村男女共同参画計画であり、本町の上位計画である「あさぎり町総合計画」に掲げる「幸せ感じる交流空間の構築」の基本目標の下、本町における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な指針を提示するものです。国の第5次男女共同参画基本計画及び第5次熊本県男女共同参画計画を踏まえて策定しました。

また国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」並びに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の規定に基づく「市町村推進計画」として、本計画と一体的に策定するものです。



3 計画の期間

この計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、随時必要な見直しを行います。

4 計画策定の背景

	世界（国連）	日本	熊本県	あさぎり町
1975年（昭50）	国際婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	総理府に婦人問題企画推進本部設置		
1976年（昭51）	「国際婦人の十年」始まる（～1985）			
1977年（昭52）		「国内行動計画」策定	商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置	
1979年（昭54）	国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択			
1980年（昭55）	「国際婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		県議会が国に「婦人の権利を確立するための意見書」提出 「県婦人問題行政推進会議」設置	
1985年（昭60）	「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 「女性の年金権」確立	国連婦人の十年最終記念事業 「くまもと婦人フォーラム」開催	
1988年（昭63）			福祉生活部県民生活総室に婦人対策室設置	
1990年（平2）	国連婦人の地位委員会拡大会議 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年（平3）		「育児休業法」公布		
1994年（平6）			「ハーモニープランくまもと」策定	
1995年（平7）	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」公布改正（介護休業制度の法制化）	「県農産漁村女性ビジョン」策定	
1996年（平8）		内閣府に男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年（平9）		「介護保険法」公布		
1999年（平11）		「男女共同参画社会基本法」公布・施行	熊本県初の女性の副知事が就任	
2000年（平12）	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 「児童虐待の防止に関する法律」公布・施行	熊本県初（国内2人目）の女性の県知事が就任 「熊本県男女共同参画白書」発行	
2001年（平13）		内閣府に男女共同参画会議、内閣府男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行	「熊本県男女共同参画（ハーモニープランくまもと21）」策定 「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定	

	世界（国連）	日本	熊本県	あさぎり町
2002年（平14）		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	熊本県男女共同参画推進条例施行 熊本県男女共同参画審議会設置	
2003年（平15）		「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行	環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置	合併によりあさぎり町（旧上村・旧免田町・旧岡原村・旧須恵村・旧深田村）誕生
2004年（平16）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005年（平17）	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	「第2次男女共同参画基本計画」策定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2006年（平18）			「第2次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定	あさぎり町男女共同参画推進懇談会設置要項 施行 担当課：福祉課
2007年（平19）				男女共同参画担当窓口を福祉課から総務課に移管 あさぎり男女共同参画推進懇談会設置
2008年（平20）		「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	
2009年（平21）		「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度を事業主に義務化）	男女共同参画・パートナーシップ推進課を男女参画・協働推進課に名称変更	
2010年（平22）	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	「第3次男女共同参画基本計画」策定		男女共同参画に関する町民意識調査実施
2011年（平23）	UN Women正式発足		「第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定 男女参画・協働推進課を環境生活部に移管	「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」策定
2012年（平24）	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
2013年（平25）		日本再興戦略閣議決定「女性の活躍推進」の位置づけ		男女共同参画リーフレット vol.2 全戸配布
2014年（平26）	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	日本再興戦略改訂閣議決定「女性の輝く社会の実現」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	熊本県女性の社会参画加速会議発足 「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」策定	
2015年（平27）	国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） 第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択	「女性活躍加速のための重点方針（2015）」策定 女性活躍推進法公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定 「くまもと子ども・子育てプラン」策定	
2016年（平28）			「第4次熊本県男女共同参画計画」策定	男女共同参画に関する町民意識調査実施
2017年（平29）	APEC 女性と経済フォーラム（ベトナム）		「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅣ」策定	「第2次あさぎり町男女共同参画推進基本計画」策定

	世界（国連）	日 本	熊本県	あさぎり町
2018年（平30）		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布・一部施行		
2019年（平31）		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布・一部施行	「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）」策定	
2020年（令2）		「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」作成 「男女雇用機会均等法」改正 「女性活躍加速のための重点目標2020」策定 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 「第5次男女共同参画基本計画」策定	「女性活躍サミット2020」開催 「第2期くまもと子ども・子育てプラン」策定 「令和2年7月豪雨」発災	男女共同参画に関する町民意識調査実施 「令和2年7月豪雨」発災
2021年（令3）			「第5次熊本県男女共同参画計画」策定（「熊本県女性の活躍推進計画」を統合）	男女共同参画担当窓口を総務課から企画政策課に移管 中学生を対象とした標語募集実施
2022年（令4）				「第3次あさぎり町男女共同参画推進基本計画」策定

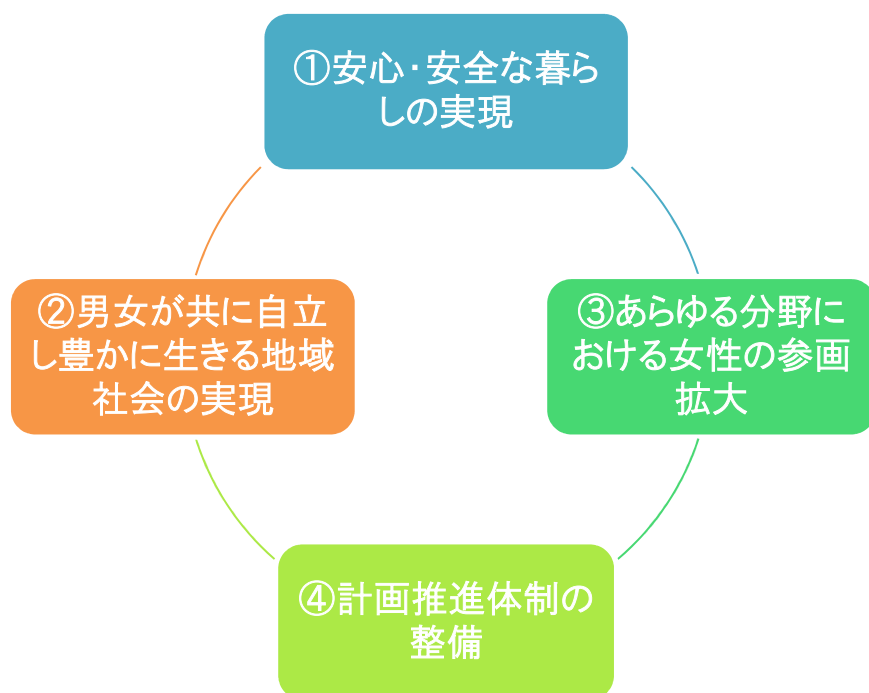
第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

笑顔で男女(みんな)が共に輝くまちづくり

～男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会づくり～

2 基本目標



豊かで住み続けたいと思えるような地域づくりには、男女が対等な立場でパートナーシップを築き、互いの意見が反映できる仕組みづくりが必要です。

また、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任と喜びを分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが、多様性に富んだ持続可能な社会の実現につながります。

そのためには、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が重要であり、次世代を担う子どもたちの、人権と個性を認め合う意識を培うためにも、発達段階に応じた男女共同参画の理解促進が必要です。

さらに、子育てや介護環境等を支える社会基盤も充実させることで、子育てや介護、家事などに男女が共に参加し、社会のみんなで助け合うことができるように、社会全体で仕組みをつくり、改善していく必要があります。町民、企業、各種団体、関係機関と行政が連携して、町全体で推進する体制が不可欠です。

3 施策体系

基本目標	主要施策	項目別施策内容
1 安全・安心な暮らしの実現	1 男女共同参画の視点を反映した防災・復興の推進	防災・復興における女性の参画拡大
	2 お互いの人権の尊重・あらゆる暴力の根絶	固定的別役割分担意識の是正及び人権尊重
		男女間におけるあらゆる暴力への厳正な対処
	3 お互いの理解による健康の支援	女性特有の健康問題への配慮と対策
	4 自立を支える福祉の充実	高齢社会に向けての条件整備
		ひとり親家庭への支援
		相談事業の充実
貧困等生活上の困難に対する支援		
2 男女が共に自立し豊かに生きる地域社会の実現	1 男女共同参画意識の啓発	固定的な役割分業意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消
		男女共同参画に関する啓発・広報の充実
		町職員の男女共同参画の推進
		意識調査・情報収集の蓄積と提供
	2 仕事と育児・介護の両立に向けた男女共同参画の推進	男性の働き方の見直し
		子育て支援の充実
		介護・看護施策の充実
		介護・看護事業への参加促進
	3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	保育園・認定こども園・学校における男女共同参画啓発の推進
		男女共同参画の視点に立った社会教育の推進
3 あらゆる分野における女性の参画拡大	1 男女共同参画の促進	政策方針決定の場への女性の参画促進
		男女共同参画の視点を活かした地域づくり
		国際理解および交流の促進
	2 就業雇用における男女共同参画の実現	働く場における男女平等の促進
		多様な働き方への条件整備
		男女共同参画の視点を活かした農林業の活性化
4 計画推進体制の整備	1 庁内推進体制の整備、充実	あさぎり町男女共同参画庁内推進会議の継続
	2 町民参画による推進	あさぎり町男女共同参画推進懇話会の継続充実
		ネットワークづくりの支援

第3章 施策の内容

<基本目標 1> 安全・安心な暮らしの実現

地震や風水害等の災害において、その発生自体をコントロールすることは不可能ですが、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」のためには、あらゆる局面で女性をはじめとする多様な住民の意見を反映させることができるよう、男女共同参画の視点からの備え、避難所運営及び被災者支援を行っていくことが重要です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャルハラスメントは、決して許されない重大な人権侵害で、被害者の多くは女性です。

DV防止法の施行に伴い、あらゆる暴力への厳正な対処に努め、相談事業を進めると共に、暴力発生を防ぐ環境づくりに努めます。併せて暴力を許さない、人権に対する意識を一人ひとりの心の中に育てていきます。

（1）男女共同参画の視点を反映した地域の防災・復興の推進

①防災・復興における女性の参画拡大

◎過去の災害において、授乳室・更衣室の設置や女性用品の備蓄が不足する等、これまでの防災が男性中心の視点であったことが顕在化したことを踏まえ、様々な意思決定過程で女性をはじめとする多様な意見が反映された防災の基盤づくりを推進する。・・・総務課

◎地域の防災を担う女性リーダーなどの育成を支援し、防災会議や消防団への女性の登用など、防災・復興の意思決定の場への女性参画を促進することで、男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進する。・・・総務課

（2）お互いの人権の尊重・あらゆる暴力の根絶

①固定的性別役割分担意識の是正及び人権尊重

1）お互いの人権が侵害されないような表現への配慮

◎例規や広報活動等において性的側面のみを強調したり、暴力を無批判に取り扱った情報の防止に努める。・・・総務課、企画政策課

2）多様性を尊重する環境づくり

◎性的指向・性自認（性同一性）、LGBTQ(性的マイノリティー)に関すること、障がいがあること、外国人であること等を理由に、社会的困難を抱えている人々についての正しい理解を広め、多様性を尊重する環境づくりを進める。・・・町民課

3）青少年の健全育成に向けた環境浄化への取組み

◎青少年・弱者の人権を侵害するような、性・暴力表現の改善に向けた働きかけに努める。・・・教育課

②男女間におけるあらゆる暴力への厳正な対処

1）ドメスティック・バイオレンス（DV）、あらゆるハラスメントや性犯罪、ストーカー行為への対処やデートDVに関する予防啓発

◎DV相談に対して適切な対応ができるよう、研修会等への参加により職員の資質の向上を図る。相談に対し、民生委員等を中心に関係機関と連携し、早急な対応ができる体制を確立する。

◎広報誌や町のホームページへの掲載を通じて、DV等が人権侵害であることを広く町民に周知する。併せて相談窓口の周知を行う。・・・生活福祉課

- 2) 関係機関団体等との連携による被害者保護のネットワークづくり
 ◎町・福祉事務所が相談窓口となり、女性相談センター、警察等の関係機関と連携を図る。
 ・・・・生活福祉課、町民課

(3) お互いの理解による健康の支援

①女性特有の健康問題への配慮と対策

- 1) 女性保護についての啓発
 ◎妊娠・出産に関わる健康管理の実施に努める。・・・健康推進課
- 2) 健(検)診の充実
 ◎子宮がん・乳がん・各種がん・特定健診の健(検)診受診を推進する。・・・健康推進課
- 3) 健康教育の充実
 ◎誰もが健康でいきいきと暮らすため、日ごろの栄養バランスと適度な運動の指導を推進する。・・・健康推進課
- 4) 健康づくりのための組織活動の充実
 ◎食生活改善推進員協議会等の団体が、活動を円滑に展開できるよう支援する。
 ・・・・健康推進課

(4) 自立を支える福祉の充実

①高齢社会に向けての条件整備

- 1) 公共施設や道路の改善
 ◎「健やかで心の通う町づくり」の実現のため、公共施設や、道路の段差などを改善する。
 また、男女共同参画の視点を取り入れ、高齢者をはじめ、障がい者・妊婦・子ども等多様な人が暮らしやすいよう工夫し整備に努める。・・・建設課、関係各課
- 2) シルバー人材センター事業の活用
 ・・・・高齢福祉課
- 3) 高齢者の自立と支援
 ◎引きこもりがちな高齢者でも歩いていける公民分館等で、ボランティアと一緒に楽しいひとときを過ごす「地域型サロン」「いきいき百歳体操」「転倒予防教室」の支援を行う。
 ◎一人暮らし高齢者等で調理が困難な人に対して、安否確認と食生活の向上のため配食サービスを行う。・・・高齢福祉課

②ひとり親家庭への支援

- 1) ひとり親家庭の生活安定と福祉の向上を図るための援助
 ◎経済的な自立を支援するための、医療費助成を行う。母子寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当などの各種制度の周知徹底を図る。・・・生活福祉課
- 2) 母子、父子相談業務の充実
 ◎母子、父子相談の体制を強化、生活相談、生活指導の充実を図る。・・・生活福祉課

③相談事業の充実

- 1) 女性相談等事業の整備・充実
 ◎女性相談等の各種相談業務の充実を図る。・・・生活福祉課
 ◎こころの相談・メンタルヘルス相談・・・健康推進課
 ◎就業相談・・・商工観光課

④貧困等生活上の困難に対する支援

- 1) 生活困窮者自立支援法に基づく支援体制の充実
 ◎複合的な課題を抱える生活困窮者それぞれの状況に応じ、包括的な支援を行い、その自立を促進する。
 ・・・・生活福祉課、関係各課

＜基本目標 2＞男女が共に自立し豊かに生きる地域社会の実現

男女共同参画については、女性の問題でなく、男性を含めた町民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、両性に対する偏見や固定的な性別役割分担意識を改革していくことが必要です。また女性も男性も自立し、共に生きることができると社会を築くために、家庭、学校、地域、職場、行政などあらゆる場面を通じて男女共同参画の意識が育つよう継続的な啓発活動を行います。

男女があらゆる分野へ共同参画するためには、職場、社会、地域と共に家庭生活において男女が共に協力できる関係を確立することが重要です。

一人ひとりが豊かな人生を送るために、健康や福祉の社会的基盤を整備し、子育てや介護など支え合う心豊かな地域社会をつくりまします。

(1) 男女共同参画意識の啓発

① 固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

1) 職場・家庭・地域による慣習の見直し

◎職場・家庭・地域におけるさまざまな慣習において、固定的な役割分担意識を助長していないかを点検し改善する。 . . . 関係各課

2) 意識啓発のための全町的な講演会、セミナーなどの開催

◎町民が、男女共同参画に関わる社会背景や法制度について学び、男女共同参画社会についての知識・理解を深め、暮らしの中で実践していくことを目的に、講演会等を開催する。一般町民を対象としたセミナーに加え、各種団体への講演会も実施する。 . . . 企画政策課

② 男女共同参画に関する啓発・広報の充実

1) 「広報あさぎり」による啓発

◎広報紙「広報あさぎり」を通じて、分かりやすく男女共同参画推進の意義等について啓発を行う。また、あさぎり町ホームページでも周知啓発を図る。 . . . 企画政策課

2) 人権擁護委員による相談事業

◎男女差別・DVをはじめとする人権問題等について、人権擁護委員による人権相談を実施する。 . . . 町民課

3) 町内企業研修の実施

◎町内企業等に対し、人権同和問題・男女共同参画についての社員研修の実施を促す。 . . . 商工観光課

4) 町民に対する啓発冊子を作成

◎町民への啓発として啓発冊子を作成し、各種研修会時に配布する。また、パンフレットを作成し、啓発文章を掲載し、広く町民への啓発に努める。

◎各種団体（老人会・婦人会・青年団・PTAなど）へ、冊子を活用した啓発を行う。 . . . 企画政策課、教育課

③ 町職員の男女共同参画の推進

1) 事業内容等の見直し

◎現在行われている業務や職場での慣行の中で、固定的な性別役割分業に基づくものや性差別につながるものはないかを点検し、行政内部の男女平等を進める。

◎広報紙等を始めとする、町の発行物では、性差別を助長するような文章表現や写真・絵・イラストなどを掲載しないよう配慮し、人権尊重の視点に立って印刷物を作成し、発行する。

◎町が発行する刊行物全般に対する、ガイドラインのマニュアルを作成し、啓発する。 . . . 関係各課

2) 町職員研修の充実

◎町職員が男女共同参画に対して正しい認識を持ち、男女共同参画についての意識を高めるように、管理職をはじめ全職員の研修を実施する。 . . . 総務課

◎あさぎり町職員を対象に、人権教育研究大会などの外部研修への参加を積極的に勧め、男女差別などあらゆる差別解消に向けて行政職員としての意識高揚を図る。 . . . 教育課

3) 女性職員の役職員への登用促進

◎女性職員について、様々な業務を経験できるよう図り、能力・適正に基づいた役職への登用を促進する。

◎女性職員の政策立案研修等への参加を推進、男女の昇進機会の均等を図る。

◎女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し・男女均等な職務経験の付与に努め、性別による固定的な業務分担にならないよう、管理監督者への啓発を行うなど、役場が率先して男女が協調して働ける職場環境づくりを進める。

- ① 行政職員の職域拡大の観点から、従来の慣行的職員配置を見直し、人事異動や課内部での職務分担の変更を進める。
- ② 男女共同参画の意義を研修し、これまでの固定観念にとらわれず事務を担当する等の意識改革を促す。
・・・総務課

④意識調査・情報収集の蓄積と提供

1) 図書資料の収集と提供

◎男女共同参画に関する図書や関連資料を収集し、男女共同参画週間に関係図書の特設コーナーを設け町民が利用しやすいようにする。

◎情報提供のため「男女共同参画社会の関係蔵書」の購入・リストの作成を関係課と検討する。
・・・教育課

2) 男女共同参画に関する調査の実施

◎意識調査を定期的に行い、男女共同参画社会の形成のための基礎資料とする。

・・・企画政策課

3) 情報機能の整備、充実

◎男女共同参画に関する情報を持つ関係機関とのネットワーク化を図り、町民への情報提供を行う。

◎啓発資料等（啓発ビデオ関連教材や機材）の提供、貸し出しを行う。

◎パンフレット・チラシ・冊子等の作成・配布により、町民の意識向上を図る。基本計画策定などを町民に知らせるため、概要版等の作成・配布に取り組む。
・・・企画政策課

(2) 仕事と育児・介護の両立に向けた男女共同参画の推進

①男性の働き方の見直し

1) 講演会・セミナーなどの開催

◎男女が共に協力し合う家庭をつくるために、講演会・セミナー・フォーラムなどを通じて意識啓発や情報提供を行う。
・・・企画政策課

2) 男性向け生活技術教室の開催

◎男性が意欲を持って生活技術を身に付けるよう、高齢者健康教室や家族介護者教室を開催する。
・・・高齢福祉課

3) 男性の育児・介護参画の推進

◎乳幼児健診の中で、父親も育児に参加し親としての認識を深めるよう指導を行う。

・・・健康推進課

◎家庭教育学級の開催

子ども会、PTA等で家庭の果たすべき役割を見つめ直し、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整備していくこと等を目指して開催し、父親も積極的に参加する場を醸成する。子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことの意義に関して教育・広報・啓発を進める。

・・・教育課

◎親子料理教室、歯科教室、介護教室などの各種講座に、男性が参加しやすい体制をつくる。

・・・健康推進課、高齢福祉課

4) 庁内のテレワーク導入や、コワーキングスペース・サテライトオフィスの整備など、多様で新しい働き方を推進する。 ・・・企画政策課

②子育て支援の充実

1) 多様な保育の充実

◎女性の出産後の職場復帰や就労継続、あるいは再就職を保障するために、一時預かり保育・休日保育・延長保育・病児病後児保育等の保育の充実を図る。・・・生活福祉課

2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実

◎育児と仕事を両立できるよう、既存の学童クラブの充実を図る。・・・生活福祉課

3) 子育て支援サービスの実施

◎身近に相談相手や子どもを預かってくれる人のいない、子育て中の家庭を地域で支援する、ファミリーサポートセンター事業などの、子育て支援サービスの充実を図る。

・・・生活福祉課

4) 子育て支援の充実

◎保育園・認定こども園へ行っていない、子どもの育児支援を図る。

・・・生活福祉課・健康推進課

◎主任児童委員や母子保健推進員などによる相談のほか、様々な相談業務の周知を図り、相談しやすい体制づくりを推進する。

・・・生活福祉課・健康推進課

◎子育て世代包括支援センターの充実を図る。

・・・健康推進課、生活福祉課

◎子ども家庭総合支援拠点の設置（令和4年度予定）、充実を図る。

・・・生活福祉課、健康推進課、教育課

③介護・看護施策の充実

1) 介護保険制度の円滑な運営

◎介護保険サービスを受けるための申請から、サービス提供までの円滑な運営と、活用の推進を図る。（訪問介護、訪問看護、短期入所、通所介護 等）

・・・高齢福祉課

2) 在宅介護サービスの充実及び周知徹底

◎介護を必要とする在宅の高齢者や、障がい者・障がい児等とその介護にあたっている家族のために、ホームヘルプ事業・ショートステイ事業・デイサービス事業等の充実を図る。

・・・高齢福祉課、生活福祉課

3) 介護者支援事業の充実

◎介護者の負担を軽減するための介護者支援を充実する。（介護教室・介護用品支給）

・・・高齢福祉課

④保育・介護・看護への参加促進

1) 介護・看護事業への男性の参画推進

◎家庭における家事や介護への、男女共同参画を推進する。・・・高齢福祉課、健康推進課

2) ボランティア（保育・介護等）への男性の参加推進

◎男女が相互に長所を出し合い、ボランティアの質の向上を図るため、現在女性が主となって活動している保育、介護ボランティアへの男性の参画を推進する。

・・・生活福祉課、高齢福祉課、健康推進課

(3) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

① 保育園・認定こども園・学校における男女共同参画啓発の推進

1) 男女共同参画啓発の充実

◎保育園や認定こども園では、服装や生活遊びの指導において、性別役割分担を助長しないように努める。学校では、学校生活全般において性別役割分担意識の解消を目指し、男女共同参画啓発を推進する。・・・生活福祉課・教育課

2) 教育の場への男性参画の推進

◎子育てを男女が共に担う意識が育つように、男性保育士採用を推進する。・・・生活福祉課
◎学校での授業参観など教育の場への男性保護者の参加を推進する。・・・教育課

3) 進路指導の充実

◎固定的な性別役割分担観にとらわれず、個性を生かせる進路選択ができるような指導を行う。・・・教育課

4) いじめ・虐待の防止

◎いじめ対策：人権教育や心の教育を実施し、物事のルールや規範意識の醸成を行う。
心の相談員、学校警察連絡協議会等を通じ、こころのケアを行い、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を目指す。・・・教育課、生活福祉課
◎虐待防止のための関係機関の連携強化：県の機関、ささえ愛福祉ネットワークとの連携により児童虐待の早期発見・早期対応を図る。虐待が児童のみならず、高齢者や障がい者などあらゆる層に拡大しており、これを網羅したネットワークとして充実させる。・・・教育課、生活福祉課、高齢福祉課、健康推進課

5) いのちと性を尊重する教育の推進

◎保育園・認定こども園・学校における人間尊重教育の実施

保育園・認定こども園・学校において、自分の命も人の命も大切という、人間尊重の教育を推進する。・・・教育課、生活福祉課、健康推進課

② 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

1) 男女共同参画の課題についての学習機会の整備充実

◎男女共同参画の視点に立ったさまざまな課題を取り上げ、男女の自立と社会参画の意識を高める。・・・教育課

2) 自主的グループの育成

◎男女共同参画に関する講座などの受講を契機とした自主学習グループの育成を図る。・・・関係各課

3) 乳幼児期や思春期など子育てに関する推進体制の充実

◎乳幼児期や思春期の子どもを持つ親に対する子育て講座を実施し、家庭内暴力や虐待の防止を図る。・・・健康推進課、教育課、生活福祉課

＜基本目標 3＞あらゆる分野における女性の参画拡大

女性と男性が平等に社会のあらゆる分野に参画し、お互いに自立し、充実した人生を送ることが大切です。現在では多くの女性が社会参加をするようになりましたが、まだまだ方針や政策決定の場への参画は少なく、その多くは男性で占められています。女性自らの意見や感性が社会に反映されるよう各種審議会委員、管理職員の登用や、政策決定の場への男女共同の参画が必要です。

このようなアンバランスな状況を改め、政治、経済、福祉などあらゆる分野へ男女が共に参画し、責任を担い合う社会を目指します。

(1) 男女共同参画の促進

①政策方針決定の場への女性の参画促進

1) 各種審議会等への女性の登用促進

◎政策決定の場である審議会への、女性の登用について、広く協力要請を行っていく。また、同じ人が幾つもの委員を兼任しないよう配慮する。・・・関係各課

◎県が作成する女性人材バンクへの町内女性の登録を推進するとともに、各種委員選考に活用する。・・・企画政策課

2) 各種審議会等への女性の登用状況調査の実施

◎各種審議会・委員会等への女性の登用状況を定期的に調査し、その結果を公表する。・・・総務課、企画政策課

3) 女性の人材育成

◎各分野で政策、方針決定に参画する能力を持つ地域女性リーダーを育成するため、各種団体が実施する研修等へ推薦する。

◎女性人材の育成を目的にした研修の開催や、県等が実施する研修への参加の支援を通じて、政策等の意思決定に参画できる人材を育成する。・・・企画政策課

②男女共同参画の視点を活かした地域づくり

1) 各地域活動における男女共同参画の促進

◎あらゆる地域活動における男性優位の組織運営を改め、地域組織の役員への女性の登用を推進するなど男女共同参画を促進する。また、男性の地域活動への参画を働きかける。

◎地域活動組織への女性役職登用の働きかけ：現在52区のうち、女性の役員は1名(1.9%)と低いので、今後は会議等で、行政区役職への女性登用を働きかける。・・・関係各課

2) ボランティアの育成

◎社会参加活動を促進するための啓発活動や情報提供、登録制度の充実を図る。

◎男女共同参画を推進するリーダーの育成：一般町民による地域に密着した男女共同参画社会づくりを推進するため、国・県が開催する研修会への参加を支援する。・・・企画政策課

③国際理解および交流の促進

1) 国際的視野に立った取組み

◎男女共同参画講座や講演会開催にあたって、国際的視野に立った企画を計画する。

◎国際理解教育の推進

国際社会に貢献できる心身ともに豊かで、知性あふれ、個性に満ち、国際感覚を備えた「強くて優しい」児童生徒の育成を目指す。

◎外国人英語教師による外国語教室を通じて、自然な形で外国語になれ親しむことにより、異文化に対する理解を促す。・・・企画政策課、教育課

2) 交流事業の促進

◎男女共に国際交流事業へ参加し、日常生活の中から外国の生活や考え方に触れられるように推進する。
・・・企画政策課、総務課

3) 国際交流のための学習の推進

◎国際的視野に立った英会話教室などで、学習の機会を提供する。また、学校教育では、英語指導助手などを活用し、国際理解のための教育を進める。
・・・教育課

(2) 就業雇用分野における男女共同参画の実現

①働く場における男女共同参画の促進

1) 各組織（JA・商工会等）への啓発

◎町内事業所に対し、男女雇用機会均等法及び労働基準法の周知と理解促進を図る。

◎事業所への男女共同参画研修として、子育て中の社員に対する支援などについて、法制度の周知または先進事例の紹介などの、情報提供を行う。

◎自営業（農業・商業）の重要な担い手である女性の地位向上や、女性が活躍しやすい環境の実現のため、関係団体の取り組みを促す。
・・・農林振興課、商工観光課

2) 職場環境改善

◎固定的な性別役割分担に基づくものや、性別により仕事の種類や内容が決められていないかを点検し、改善を図る。
・・・総務課・関係各課

◎育児介護休業法の事業所への周知

町内事業所の会合等の機会を捉え、育児介護休暇がとりやすい職場環境づくりへの理解を求める。
・・・総務課・関係各課

◎再チャレンジ支援

出産育児などで離職した女性の再チャレンジ再就職に向けた、技術取得に関するセミナーなどの、情報提供の支援を行う。

◎誘致企業との男女共同参画に配慮した協定

誘致企業との立地協定等を結ぶ際に、町民の優先的雇用及び男女の均等な雇用、待遇について啓発を行う。
・・・商工観光課

②多様な働き方への条件整備（ワークライフバランス、仕事と家庭の両立を目指して）

1) 多様な働き方についての情報提供と環境の整備

◎就労を希望する女性への情報提供と育児休業・介護休業の普及を図る。
・・・商工観光課

◎仕事と家庭生活の両立支援のため、毎週木曜日の夜間窓口延長の実施を継続。町民のニーズに合わせた、年度末・年度始めの日曜日臨時開庁の実施を継続する。
・・・町民課

2) 職業能力開発のための技術講習会等の実施

◎女性の職業能力開発支援のための、講習等の情報提供を図る。
・・・商工観光課、企画政策課

3) 新たな分野への女性の進出

◎地域に密着したコミュニティビジネスなどの、起業・創業による働き方を目指す町民に対し、関連するセミナー等の情報提供など、側面からの支援を図る。
・・・商工観光課、企画政策課

③男女共同参画の視点を活かした農林業の活性化

1) 農業に従事する女性の条件整備

◎女性は重要な担い手として、生産活動に参加している。女性の経営参画・後継者育成の観点から、農業女性アドバイザーの育成や、家族経営協定の普及推進を図る。

◎女性の農業労働・家事労働を適正に評価し、農休日の確保や報酬等の就業条件を整備した、家族経営協定の締結を推進することで、女性の労働環境の整備や共同経営者の地位を確立し、社会参画を支援する。認定農業者で、メリットや意義をPRし、締結戸数を拡充する。

・・・農林振興課、農業委員会

2) 女性の参画支援及び方針決定の場への参画推進

◎女性の活躍できる場づくりと女性のエンパワーメントを支援し、審議会や生産活動にかかわる協議会などの、意思決定の場への女性の参画を推進する。併せて、農業委員や組合理事等の方針決定の場への、女性の登用促進を図る。

・・・農林振興課、農業委員会



＜基本目標 4＞計画推進体制の整備

この計画を着実に推進し、男女共同参画社会の実現を目指していくために、行政内部での全庁的な取り組みが重要になります。町民、企業団体の理解と協力のもと、町民と行政が一体となって推進するための体制を整備します。

（１）庁内推進体制の整備、充実

①あさぎり町男女共同参画庁内推進会議の継続

1) あさぎり町男女共同参画庁内推進会議の運営と充実

◎男女共同参画推進のため、関係課相互の連絡を密にする。 . . . 企画政策課

2) 男女共同参画推進担当者の位置付けと職員配置の検討

◎男女共同参画を全庁的課題としてとらえ、計画の確実な推進のため庁内における位置付けを検討する。また、男女共同参画は性別を問わず社会全体の課題であるという観点に立ち、専任の担当職員配置も検討する。 . . . 企画政策課

3) 男女共同参画推進基本計画の成果指標項目の実施状況の把握

◎成果指標の進捗状況を調べ、新たな課題に対して計画の見直しを行う。

. . . 企画政策課

（２）町民参画による推進

①あさぎり町男女共同参画推進懇話会の継続充実

1) 懇話会の継続的設置

◎定期的な計画の見直しや社会情勢の変化に則した助言、提言を得るため継続して設置する。 . . . 企画政策課

2) 懇話会の調査、研究活動の充実

◎あさぎり町における男女共同参画と関係施策のあり方について、広く意見を求め施策に反映させる。 . . . 企画政策課

②あさぎり町男女共同参画推進条例の制定への取り組み

1) あさぎり町男女共同参画推進条例（案）のとりまとめ

◎あさぎり町男女共同参画推進懇話会で、令和3年度まで検討してきている条例案の課題や、問題点を協議し、議案としてとりまとめ、議会へ提案を行う。 . . . 企画政策課

2) 条例制定後の取り組み

◎条例制定後には、あさぎり町男女共同参画推進懇話会は、あさぎり町男女共同参画審議会となり、引き続き男女共同参画推進と関係施策についての、調査・研究活動を行い施策への反映を求めていく取り組みを行う。

③ネットワークづくりの支援

1) 女性団体などのリスト作成

◎女性団体などのリストを作成し、女性の交流やネットワークづくりを促進する。 . . . 企画政策課

2) 女性団体の活動支援

◎町内の女性グループや女性人材の情報収集を行うとともに、地域活動の活性化を図るため、各種女性団体の活動を支援する。 . . . 関係各課

3) ご近所支え合いネットワーク活動の推進

◎支え合いマップ作成を推進支援する。 . . . 高齢福祉課

第4章 男女共同参画推進基本計画に掲げる指標（成果目標）

基本目標	成果目標	現況 (R2 年度時点)	R8 年度目標 (数値の根拠計画名)
1 安全・安心な暮らしの実現	町防災会議の委員に占める女性の割合	6.7%	10.0%
	乳がん・子宮頸がん 検診受診率	乳 24.2% 子 19.9%	55% (熊本県健康増進計画)
2 男女が共に自立し豊かに生きる地域社会の実現	男女の地位について「平等である」と回答した人の割合	33.5% (R2 町民意識調査)	40%
	性別による固定的役割分担に「同感しない」と回答した人の割合	79.9% (R2 町民意識調査)	85%
	職業紹介所の支援による就業者数	38人	45人
	男女共同参画について「学んだことがある」と回答した人の割合	54.5% (R2 町民意識調査)	65%
3 あらゆる分野における女性の参画拡大	町の審議会等における女性委員の登用率（第202条の3に該当する審議会等）	10.9%	30% (県第5次計画)
	町議会における女性議員の割合	21%	—
	農業委員に占める女性委員の割合	11.5%	—
	自治会長に占める女性の割合	1.9%	5% (県第5次計画)
4 計画推進体制の整備	あさぎり町男女共同参画推進条例の整備	未制定	制定
	あさぎり町男女共同推進審議会の設置	未制定	制定

第5章 資料編

男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第78号
改正 平成11年 7月16日法律第102号
同 平成11年 12月22日同第160号

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成す

ることをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財

政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定

し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定

公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

あさぎり町男女共同参画推進懇話会設置要項

平成17年12月1日

告示第66号

改正 平成21年9月15日告示第60号

改正 令和 2年6月23日告示第62号

改正 令和 3年2月18日告示第10号

(設置)

第1条 男女共同を基礎に、男女が家庭、地域、職域等あらゆる分野に自由な意思で参画し、共に社会的責任を担いながら性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を築くための推進に資するため、あさぎり町男女共同参画推進懇話会を置く。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて町長に具申する。

- (1) 男女共同参画に係る、調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る、基本的な施策の検討及び推進に関すること。
- (3) その他、男女共同参画社会の形成に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、町長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- 2 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月15日告示第60号)

この要項は、平成21年9月15日から施行する。

附 則(令和2年6月23日告示第62号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年2月18日告示第10号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

【用語解説】

※ エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

※ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には「生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）」がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー／gender）」という。「社会的・文化的に形成された性別」はそれぞれ自体に良い、悪いに価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※ 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻みこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

※テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

※ 家族経営協定

家族経営農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

※性的指向・性自認（性同一性）

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SODI」という用語もある。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えばトランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称に加えて、自分の性がわからないあるいは悩んでいる状況にあるという「クエスチョニング」、これらの頭文字を取った「LGBTQ」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

【参考：用語解説】

◇本文中にはありませんが、男女共同参画を理解する上で、参考までに掲載します。

※ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

※持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標SDGs）

平成27年（2015年）9月に国連で採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。



発行 あさぎり町

編集 あさぎり町役場企画政策課

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199番地

TEL 0966-45-7211

FAX 0966-45-3667

ホームページ <https://www.town.asagiri.lg.jp/>